

生命共済制度 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の

「独自給付制度 病気入院見舞金」について

(お知らせ)

本所生命共済制度の「独自給付制度 病気入院見舞金」では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で5日以上療養されたケースにつきまして、療養証明書や保健所からの通知書等をご提出いただいた方に、現在、病気入院見舞金をお支払いさせていただいております。

このたび、政府から令和4年9月26日(月)以降は、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲を、全国一律「重症化リスクの高い方」に限定する旨が公表されたことに伴い、本独自給付制度の病気入院見舞金につきましても、政府の方針に合わせ、給付対象を下記のとおりといたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病気入院見舞金の給付対象】

9月25日(日)まで	9月26日(月)以降
《5日以上》 (1) 入院された方 (2) 宿泊施設や自宅で療養された方	《5日以上》 (1) 入院された方 (2) 宿泊施設や自宅で療養された方 ※下記重症化リスクの高い方に限る ① 65歳以上の方 ② 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルスにより酸素投与が必要な方 ③ 妊娠中の方

お問い合わせ
広島商工会議所 共済制度推進室
電話082-222-6693